

を行う必要性も否定できない。ただし、そもそも指定管理者制度を導入した趣旨に鑑みると、指定管理者の選定はあくまでも公募が原則であるため、引き続き公募対象とする施設の範囲を順次拡大していくべきである。

5. 放課後児童健全育成事業の実施主体を多様化すべき（意見）

市内に 40 箇所ある育成センターのうち、複数の施設を有しているセンターが 16 施設ある。これらは、育成センターへの入所を希望する児童の増加に対応すべく、西宮市が施設の増設を重ねた結果によるものである。

【育成センターの施設数（平成22年4月1日現在）】

No.	名称	施設数	No.	名称	施設数	No.	名称	施設数	No.	名称	施設数
1	鳴尾東	1	11	南甲子園	2	21	甲陽園	1	31	広田	2
2	甲子園浜	2	12	安井	2	22	夙川	1	32	神原	1
3	香櫨園	2	13	北夙川	1	23	高須	2	33	瓦木	1
4	春風	2	14	樋ノ口	1	24	大社	2	34	浜脇	3
5	瓦林	1	15	鳴尾	1	25	北六甲	1	35	上ヶ原	2
6	上ヶ原南	1	16	鳴尾北	2	26	生瀬	1	36	今津	1
7	上甲子園	2	17	高木	1	27	山口	1	37	段上西	1
8	名塩	1	18	段上	1	28	東山台	1	38	深津	1
9	小松	1	19	津門	2	29	西宮浜	3	39	平木	1
10	甲東	2	20	用海	2	30	苔楽園	1	40	高須西	1

このうち、上甲子園育成センターと西宮浜育成センターについては希望者が定員に満たなかったため、平成 22 年度においてそれぞれ施設の一部が利用されていない（上甲子園育成センターについては平成 23 年度において育成センターとして利用されている。これに対し、西宮浜育成センターについては平成 23 年度も利用されておらず、平成 23 年 5 月 1 日付けで西宮市が作成した児童数推計一覧によると今後も児童数の減少が見込まれているため育成センターとしての利用は想定されない状況にある）。

西宮市によると、将来的にも育成センターとしての利用が見込まれない施設については他用途への転用を検討していくとのことであった。しかしながら、健康福祉局が所管する施設への転用であれば保育ルームや児童館としての活用が想定されるが、そもそも転用を検討する小学校区は将来的な児童数の減少が見込まれるため、それらは長期的な観点からすると必ずしも合理的な転用案であるとは思われない。

現在はすべての育成センターの施設を西宮市が建設しているが（空き教室を利用している平木育成センターを除く）、そもそも西宮市のいずれの地域で児童が増加するかは多分に流動的であり、そのすべてに西宮市が育成センターの増設という形で対応することが本当に望ましいのか検討の余地がある。

【学童保育の開設場所(平成22年5月1日現在)】

開設場所	箇所数	割合	備考
学校施設内	10,044	50.9%	余裕教室(5,171か所)、学校敷地内の独立専用施設(3,961か所)、校舎内の学童保育専用施設(435か所)、その他の学校施設(477か所)
児童館内	2,703	13.7%	
学童保育専用施設	1,558	7.9%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,932	9.8%	公民館内(540か所)、公立保育園内(149か所)、公立幼稚園内(189か所)、その他の公的施設(1,054か所)
法人等の施設	1,286	6.5%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,301	6.6%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	920	4.6%	自治会集会所・寺社など
合計	19,744	100.0%	

出所:学童保育の実施状況調査結果(全国学童保育連絡協議会)

上記調査結果によれば、市町村以外の主体によって運営されている学童保育も少なくない。むろん、行政以外の主体が学童保育を運営するには補助金の交付などが必要となる。しかしながら、将来的には子どもの数が減少することが見込まれる中で、放課後児童健全育成事業を西宮市だけで実施していくことは必ずしも合理的ではない。仮に西宮市のみで待機児童の解消に対応しようとした場合には、以下のような不都合が生じることが想定される。

西宮市のみで待機児童解消に対応する場合に考えられる不都合

・小学校の敷地内に施設を増設した場合、児童が利用できる校庭が狭くなる
・小学校外に施設を建設する場合、用地の確保が容易ではないため時間がかかり、待機児童を機動的に解消できない
・(特に小学校の敷地内に建設した)施設が育成センターとして不要となっても他の用途への転用が容易ではない
・市が施設をもつことによるコストが発生する(維持管理、建替えなど)

西宮市においてはすべての小学校区に1つ以上の育成センターを設置しているため、最低限行政として実施すべき責務は果たしているとも考えられる。そこで吸収しきれない保護者のニーズに応えるにあたっては、上記「学童保育の運営主体」で記載しているとおり、学童保育を利用したいと考えている父母をはじめとする各種ボランティア、児童福祉に係る各種社会福祉法人や民間企業など、地域にあるさまざまな資源を有効に活用すべきである(運営主体を多様化すれば開設場所も多様化される)。なお、運営主体の多様化は、地域社会で将来世代を育成するという「子育ての社会化」の考え方にも沿うものである。

6. 放課後児童健全育成事業の開設場所を多様化すべき（意見）

前述の「育成センター一覧」に記載しているとおり、西宮市の育成センターはそのほとんどが小学校の敷地内に独立の建屋を建設するという方式で設置されている。これは、育成センターに通う児童の安全を考慮したことによるものであるが、西宮市では今後も小学校の敷地内に育成センターを建設する予定があるとのことであった。

しかしながら、いったん建屋を建設するとそれを維持するために一定のコストが発生し、育成センターとして使用見込みがなくなった場合にも当該建屋を他の用途に転用することが容易ではない。将来的には子供の数が減少することが見込まれていることも考えると、既設の建屋がいっぱいになったからといって次の建屋を建設するのではなく、小学校の余裕教室など既存の施設を育成センターに転用することをまずは検討すべきである。

全国学童保育連絡協議会の調査結果によると、全国的には学校外にある学童保育施設も少なくない。児童の安全に最大限配慮することは当然であるが、待機児童解消の緊急性、小学校の敷地内に用地を確保できる可能性とそこから生じる不都合（児童が利用できる校庭が狭くなる、など）、施設の建設維持に係るコスト、育成センターとして利用する将来的な見通しなどを総合的に勘案し、学校の内外を問わず、まずは既存の施設を育成センターとして利用することを検討すべきである。なお、開設場所の多様化にあたっては、運営主体の多様化も併せて検討することにより、それらが持つ施設の活用可能性も検討すべきである。

【学童保育の開設場所（平成22年5月1日現在）】

開設場所	箇所数	割合	備考
学校施設内	10,044	50.9%	余裕教室(5,171か所)、学校敷地内の独立専用施設(3,961か所)、校舎内の学童保育専用施設(435か所)、その他の学校施設(477か所)
児童館内	2,703	13.7%	
学童保育専用施設	1,558	7.9%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,932	9.8%	公民館内(540か所)、公立保育園内(149か所)、公立幼稚園内(189か所)、その他の公的施設(1,054か所)
法人等の施設	1,286	6.5%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,301	6.6%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	920	4.6%	自治会集会所・寺社など
合計	19,744	100.0%	

出所：学童保育の実施状況調査結果（全国学童保育連絡協議会）